

vol. 2311

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】(株)佐伯コミュニケーションズ 【売価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 2023賃金確定教育長交渉
- 2023賃金確定総務部長交渉
- 2023賃金確定知事交渉

2023賃金確定教育長交渉

と き ▶ 10月30日(月)

ところ ▶ 大分県庁別館 教育委員室

10月30日、県庁舎別館7階教育委員室において、高教組、県教組による賃金確定教育長交渉を行いました。高教組からは、支部・単組の代表と本部執行委員、計17名で参加し、「賃金改善」「臨時的任用・会計年度任用職員の待遇改善」「通勤手当の見直し」「超勤縮減」などについて、岡本天津男教育長に現場実態を訴え、議論を行いました。

人事院会勧告は、月例給・一時金ともに2年連続の引き上げ勧告でしたが、物価高騰に追いついておらず、若年層に重点が置かれたこともあり、中高年齢層にとっては厳しさの残る勧告となりました。また、最高号給貼りつき、臨時・非常勤教職員の待遇改善、超勤縮減等についての現場実態を伝え、改善へのとりくみを求めました。

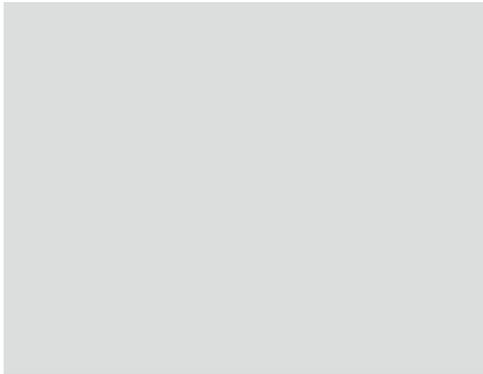
～教育長冒頭回答～

賃金引き上げ等に関する追加要求に対し、下記のとおり回答する。

- 1 職員給与の改定については、大分県人事委員会の勧告等を尊重したい。
- 2 期末・勤勉手当に係る職務段階別加算については、現行支給規則によりたい。
- 3 初任給決定における中途採用者の採用前歴の取扱いについては、国及び各県の動向等や本県採用者の実態をみていきたい。
- 4 学校事務職員の独自給料表については、引き続き話し合っていきたい。
- 5 諸手当については、大分県人事委員会の勧告等を尊重したい。
なお、へき地手当等については、昨年度の総合教育会議の議論を踏まえて検討したい。
- 6 昇給復元については、今後とも引き続き努力していきたい。
- 7 昭和56年度以降の勧告の抑制・凍結にかかわるものについては、要求の趣旨を関係機関に伝えたい。
- 8 昭和50年度の確定時の回復措置については、困難と思われる。
- 9 公立幼稚園の条件整備については、今後とも市町村を指導していきたい。

～教育長最終回答（要旨）～

○へき地手当等について、昨年度の総合教育会議の議論を踏まえ、離島を除く1級地、2級地の支給割合及びへき地学校に準ずる学校の支給割合を改善する方向で、関係機関と協議する。

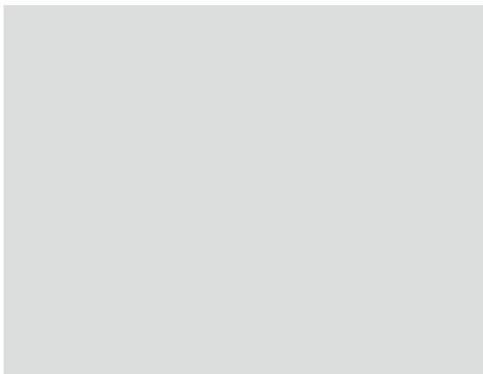


- 会計年度任用職員の勤勉手当の取扱いについては、皆さん方の主張を関係機関へ伝えたい。
- 物価高騰に伴う通勤手当を含めた賃金改善や中堅層及び高齢層の賃金改善などに係る皆さん方の強い主張についても、関係機関に伝えたい。
- 当初予算交渉において、皆さん方から強い要望のあった学校で勤務する臨時的任用職員の病気休暇の取扱いについては、関係機関と協議のうえ、「臨時・非常勤見直しに係る事務的協議」で見解が示せるよう整理したい。
- その他の皆さん方からの主張についても、本日の交渉を踏まえて、地公労段階で議論が尽くされるよう、関係機関に伝えたい。

2023賃金確定総務部長交渉

と き▶11月8日(水)

ところ▶大分県庁 人事課分室

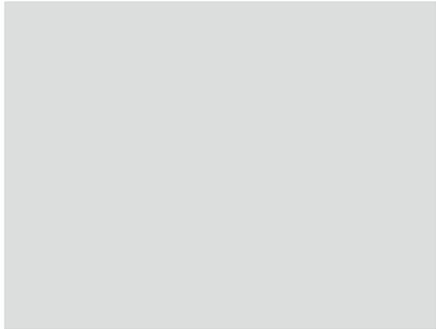


10月16日（月）、地公労幹事団は、佐藤樹一郎知事に対し、賃金・諸手当改善や育児休業給の全額有給化などを求めた「勤務労働条件に関する追加要求書」を手交しました。

11月8日（水）の総務部長交渉に先立って行われた決起集会では、高教組青年部長の河野淳平さん（新生支援分会）が「私たちは、若者に光の当たる、若者が希望の持てる待遇改善を強く要求します。それは、職場の活性化、元気のある職場づくりに繋がると信じています。私たち自身の生活を守るため、そしてこれからの大分県を支えていきたいという

未来の仲間達のためにも、意欲の持てる労働条件改善に向け、団結してがんばりましょう。」と力強く決意表明しました。

総務部長交渉の冒頭回答では、「通勤手当についての暫定措置が期限を迎えたことによる現行より減額」との提示がありました。物価上昇の中でもガソリン代の高騰は通勤者にとって大きな負担増となっている現状を訴え、暫定措置の継続等の改善を求めました。また、高速道路利用者に大きな実費負担が生じている事例があることや「中九州横断道路」が実用的な通勤経路であるにも関わらず経路として認められていない状況も伝え、勤務実態に即した規定となるよう求めました。



～冒頭回答～

1 今回の給与改定については、次のとおりとしたい。

(1) 各職給料表については、人事委員会勧告のとおりとし、令和5年4月1日から適用したい。

また、技能労務職員に適用される給料表のうち、知事部局の農業技術員については別表1のとおり、その他の技能労務職員については別表2のとおりとし、令和5年4月1日から適用したい。

(2) 期末手当及び勤勉手当については、令和5年12月1日から、人事委員会勧告のとおり措置したい。

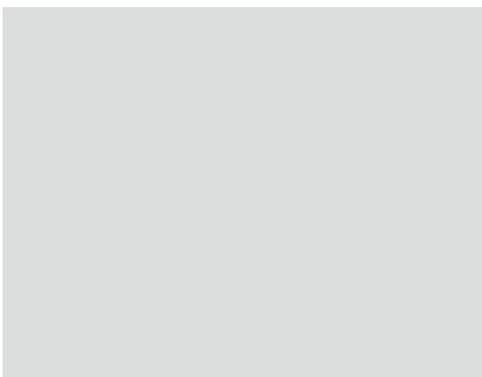
2 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和6年1月1日から、その使用距離に応じ、別表3のとおりとしたい。

別表2

Table with 6 columns: 職員の区分, 職務の級, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級. Rows include 定年前任用, 短時間勤務, 職務員以外の職員, and 72 rows of salary data.

Table with 6 columns: 職員の区分, 職務の級, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級. Rows include 定年前任用, 短時間勤務, 職務員以外の職員, and 121 rows of salary data.

別表3 (要旨) 通勤手当
自動車等使用者の支給額
2 km以上～ 85 km未満は 100 円減
85 km以上は減額なし (55,000 円)



～補足説明・口頭回答(抜粋)～

- 人勤の取扱いについて：10月3日の人事委員会勧告は、2年連続の引上げ改定、昨年度を上回る0.3%を乗じる水準調整の勧告。人勤尊重の立場に立ち、給料表について、人事委員会勧告のとおり引上げ改定を行い、4月1日に遡って適用したいというものです。
○自動車等使用者の通勤手当について：これまでの交渉において「直近3年間のガソリン平均単価と、諸経費の実勢単価及び燃費に基づいて話し合う」ことを確認していますので、この考え方に基づいて、各距離区分の通勤手当額を算定した結果、令和6年1月1日から別表のとおり改定したいというものです。
○在宅勤務手当の導入について：本県での在宅勤務の実態がないこと、他県でも5団体のみの導入であることから、来年4月からの導入は行わず、他県状況等を注視していきたい。
○住居手当の見直しについて：他県状況が昨年度から変化していないことから、来年4月からの見直しは見送ることとし、

引き続き、他県状況等を注視していきたい。

- その他、各要求項目につきましても任命権者段階の交渉を踏まえて検討させていただいたところではありますが、いずれも難しい問題ばかりです。

冒頭回答の最後、総務部長から次のような言葉があり、議論が開始されました。

- 皆さん方の主張を十分お聞きし、誠意をもって議論させていただく中で、解決を図って参りたいと考えていますし、総合的な判断を要するものにつきましては、知事交渉で判断ができるよう、制度面・財政面から整理をさせていただきたいと考えていますので、何卒よろしくお願いたします。

～参加者の意見 抜粋～

- 若年層は引き上がったが、物価高は全年齢層に影響する。中高年齢層がモチベーションをもって働けるよう、改善を求める。
- 相対評価で給料に反映されるのでは納得感がない。評価の仕方、良い評価を取り続ける者とそうでない者が出るのではないか。
- 最高号給にはりついた方は、評価をされてもそれを反映する号給がない。
- 安心して育休がとれるように、子育て支援の観点から、何らかの支援ができないか、民間や自治体での様々なとりくみを参考に検討してもらいたい。
- 部活動は休日出勤になるが、勤務手当や高速加算の対象にならない。職員の実費負担やマンパワーに頼った制度になっているのではないか。
- ガソリン代は全国ワーストの高値。通勤手当の減額は到底、受け入れられるものではない。広域通勤100kmを超える方が何人もいるのに、上限設定があるのはどうなのか。上限撤廃か、上限を超えるような異動をしない、という措置が必要である。
- 実費支給の県もある。職員が負担することなく働ける環境になるよう検討してほしい。
- 現職死亡や病休者が増えている。体調不良であっても働かざるを得ない職場環境がある。
- 健康診断における有所見率について、若年層も含め教職員で高いという実態がある。学校現場で超勤が常態化していることが要因ではないか。
- 部活動の地域移行が進んでいるように思えない。
- 知事交代に伴って月半ばの異動が発生した。通勤手当が翌月支給のため、半月分支給されなかった職員がいる。また、代替職員などで月途中の採用となった職員も採用月の支給がないのではないか。大きな負担となっているので救済策・改善策をお願いします。
- 豊肥地域への通勤に関して。現在、「中九州横断道路」を利用して通勤している場合が多い。通勤経路として認定されないのは実態とかけ離れているのではないか。
- 再任用職員の休暇制度について。制度はあるが無給のため、とりづらいという声がある。有給へと改善するよう要求する。
- 学校現場が人員不足なこともあり、再任用教職員は何も業務が変わらず、主任もしているし責任も変わらないのに賃金だけが下がってしまっている。何らかの改善策をお願いします。

～最終回答～

前回の回答に、次のとおり追加する。

- 1 新規採用や勤務公署を異にする人事異動に限り、異動発令日を事実発生日として、通勤手当の日割支給を行う取扱いとしたい。なお、令和5年4月1日に遡及して適用することとしたい。
なお、詳細については、別途事務的に協議したい。
- 2 通勤のため、大分市中心部から豊肥地域へ「中九州横断道路」を利用して通勤する場合には、令和6年4月1日から、当該経路を通勤手当として認定する取扱いとしたい。
なお、詳細については、別途事務的に協議したい。

春闘交渉から求め続けてきた「制度上、月途中での採用・転勤に際して該当月の通勤手当が支給されない」という課題について、制度改定が図られる回答が出たことは交渉の大きな成果でした。また、本交渉で議論の一つとなった「中九州横断道路を通勤経路として認定する」という回答も、規定という壁を超えて現場実態に即して改定された、という意味で大きな成果でした。

一方、通勤手当の減額提示や高速道路利用者の負担等、知事交渉での議論に持ち越した課題もありました。

2023賃金確定知事交渉

と き▶11月15日(水)

ところ▶大分県庁 人事課分室

地公労は、総務部長交渉に続き、11月15日(水)に賃金確定知事交渉を行い、高教組からは本部執行委員、支部・単組代表の19名が参加しました。

～副知事冒頭回答～

前回までの回答に、次のとおり追加する。

- 1 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和6年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。
- 2 通勤手当の高速道路料金加算額については、令和6年4月1日から、実際に通勤に要した額を支給する取扱いに改めたい。

なお、詳細については、別途事務的に協議したい。

～副知事口頭補足、および口頭回答(要旨)～

- 自動車等使用者の通勤手当について：先日の総務部長交渉において、「これまで労使で話し合ってきた算定ルールは認識しているが、昨今のガソリン価格の高騰や物価高による影響を考慮して、当局として何ができるか検討してもらいたい。」との強い主張があったことを踏まえ、自動車等使用者の通勤手当額については、人事委員会と協議のうえ、総務部長交渉で示した額よりも引き上げることとした。

具体的には、職員の負担軽減の観点から、1年間限りとして導入していた暫定措置の燃費14km/L(ルール上は15km/L)を据え置く取扱いを、1年間に限り延長したいというもの。

これにより、総務部長交渉段階では、85km未満の全区分においてマイナス100円となっておりましたが、60km未満の区分では現行どおり、60km以上85km未満の区分では現行より100円の引上げとなる。

- 高速道路料金加算額の実費支給について：先日の総務部長交渉において、「育児短時間勤務職員や超勤が多い職員は朝夕割引時間帯に高速道路を利用できず、負担が生じている。定年引上げに伴い定年再任用短時間勤務職員が増えていくが、同様に割引時間帯に通行ができないため、負担が生じる職員が増える。」との主張をいただいたことも踏まえて検討した結果、通勤手当の高速道路料金加算額については、令和6年4月1日から、実際に通勤に要した額を支給する取扱いに改めたい。

なお、詳細については、別途事務的に協議したい。

○職員の業務負担について：先日の総務部長交渉において、班総括等の業務が増えていることなど、皆さん方の勤務実態について、熱心な議論が行われたとの報告を受けております。

本日の交渉におきまして、何ができるのか、皆さんのご意見をお聞きしたいと考えております。

～高教組参加者からの訴え～

○土日の部活動や試合等で遠距離を2往復することがあるにもかかわらず、交通費は出ない。さらに高速利用もあり、費用負担が大きい。

○再任用の方々の働きによって学校現場は助かっている。主任・担任などを行っているのに賃金がそれに見合っていない状況を一刻も早く改善してほしい。

○教職員が誇りを持って働き続けられるように、それに見合った待遇改善をお願いしたい。

○国の制度作りを待っている間は間に合わない状況にある。国に訴えかけるべきは訴えかけ、県でできることはしっかりととりくんでほしい。

～知事最終回答～

前回までの回答に、次のとおり追加する。

- 1 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和6年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。
- 2 班総括等の職員については、人事委員会と協議のうえ、令和6年4月1日から、給料の調整額を支給することとし、その調整数を0.25としたい。

～口頭補足（抜粋）～

○「自動車等使用者の通勤手当の改善」について

これまでの交渉の中で、皆さん方から「昨今のガソリン価格高騰や物価高による影響を考慮して、できる工夫をしてもらいたい。」との主張がありましたことを踏まえまして、改めて検討いたしました。

その結果、自動車等使用者の通勤手当について、職員の負担軽減の観点から、3年平均ガソリン価格（173.9円/L）と、直近のデータである、令和5年9月時点の価格（198.0円/L）との乖離差（24.1円/L）を実質的に解消させるため、人事委員会と協議のうえ、『暫定措置』を1年間延長して、85km未満の全区分において、副知事冒頭回答からさらに+100円を上乗せしたいというものであります。

これにより、60km未満の区分では現行より100円の引上げ、60km以上85km未満の区分では現行より200円の引上げとなります。

妥結後、佐藤樹一郎知事に対し、各単組からそれぞれが抱えている課題を投げ掛けました。高教組からは、窪田書記長が、全職種での採用の実施、暫定再任用職員の待遇改善について訴えました。

佐藤知事からは、優秀な人材確保は大切であり、教育委員会に伝えていく、暫定再任用職員の待遇改善は国でも検討されているので注視しているところである、との見解が示されました。また、「安全・安心な職場に向け、協力しながらやっていく」との言葉がありました。